



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月31日
号外(5)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正..... 1
- ※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程..... 2
- ※滋賀県病院事業庁事務委任規程の一部改正..... 3
- ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 3
- ※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正..... 5
- ※滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の一部改正..... 6
- ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正..... 7

○ 病院事業庁告示

- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正 17

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

第7条第2項中「左欄に掲げる」の右に「室および」を加え、同項の表を次のように改める。

経営強化推進室	財務経理係 経営企画係 戦略調達係
総務課	総務係 人事給与係

第7条第4項の表経営強化推進室の項第4号中「がん診療連携協議会」を「広報」に改め、同項に次の2号を加える。

(12) 固定資産(土地、建物および構築物等に係るものを除く。)および物品の取得、貸借、管理および処分に関すること。

(13) 物品物流システムに関すること。

第7条第4項の表病院整備推進室の項第7号中「固定資産」の右に「(土地、建物および構築物等に係るものに限る。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 小児病棟の移転および小児新棟の整備に伴う全体調整に関すること。

第7条第4項の表総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「服務」の右に「、安全衛生」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号中「保育所」の右に「の管理運営」を加え、同号を同項第9号とし、同項第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 災害対策および防災対策に関すること。

第7条第4項の表総務課の項中第12号および第13号を削り、第14号を第12号とし、同表医事課の項第8号中「健康づくり事業」を「救急(診療を除く。)」に改め、同項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 医師事務作業補助に関すること。

(10) 診療に係る苦情に関すること。

第7条第4項の表地域医療推進室の項第1号中「地域医療推進」を「地域医療連携」に改め、同項第4号中「および湖南圏域がん診療連携協議会の部会」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 医療型短期入所に関すること。

第8条第1項の表地域生活支援部の項中

「地域医療連携係		「療養支援係	
訪問看護係	を	訪問看護係	に改め、同表感染管理室の項の次に次のように加える。
社会復帰支援係		医療観察係	
		デイケア係	

地域連携室	
-------	--

第8条第2項の表地域生活支援部の項第1号中「地域連携」の右に「(患者の受入れに係るものを除く。)」を加え、同表感染管理室の項の次に次のように加える。

地域連携室	(1) 地域連携(患者の受入れに係るものに限る。)に関すること。
	(2) 医療相談に関すること。

第11条第1項中「および院長補佐」を「、院長補佐および会計年度任用職員(第7項に規定する者を除く。第6項において同じ。)」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 総合病院の会計年度任用職員は、総長が指定する業務に従事する。

第12条第7項の表地域生活支援部の部参事の項の次に次のように加える。

副部長	部長を助け、部長が指定する事務を処理する。
-----	-----------------------

第12条第7項の表中「および感染管理室」を「、感染管理室および地域連携室」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第2号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条の表中「総合病院の副院長」を「院長補佐、看護部長、総合病院の副院長」に、「、薬剤部長」を「および薬剤部長」に改め、「および看護部長」を削る。

第4条の表中「総合病院の室長(感染管理室長を除く。)、緩和ケアセンター長」を「室長(総合病院の感染管理室長を除く。)、総合病院の緩和ケアセンター長」に改め、「こども医療センター長」の右に「、こども医療センター副センター長(医師であるものに限る。)」を加え、「手術部長、化学療法部長、内視鏡部長、病理部長」を「救急部長」に、「、地域生活支援部長および感染管理室長」を「および地域生活支援部長」に、「手術部長、化学療法部長、内視鏡部長および病理部長」を「救急部長、内視鏡部長および放射線部長」に、「総合病院の感染管理室長、こども医療センター副センター長(医師であるものに限る。)」を「総合病院の感染管理室長」に改め、「療育センター長」の右に「、救急部副部長」を加え、「ならびに精神医療センターの医療安全管理室長」を削り、「総合病院の手術部副部長」を「総合病院の救急部副部長および手術部副部長」に、「栄養指導部長」を「内視鏡部長、放射線部長」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第3号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程(平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県病院事業庁建設コン	20人以内	(1) 学識経験を有する者	1年以内で病院事
--------------	-------	---------------	----------

サルトント等選定審査委員会	(2) 病院事業庁の職員 (3) その他病院事業庁長が適当と認める者	業庁長が定める期間
---------------	---------------------------------------	-----------

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第4号

滋賀県病院事業庁事務委任規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第2条に次の1号を加える。

(8) 歳入の徴収に関すること。

第2条に次の1項を加える。

- 2 滋賀県病院事業庁長は、必要と認めるときは、前項(同項第8号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に掲げる事務を自ら行うことがある。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第5号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第5条の見出しならびに同条第1項および第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第5条の2を第5条の7とし、第5条の次に次の5条を加える。

(第2種初任給調整手当に関して病院事業庁長が定める職員等)

第5条の2 条例第6条第2項の病院事業庁長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員に応じて病院事業庁長が定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 付則第35項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

- 2 条例第6条第2項の病院事業庁長が定める時間は、服務規程第3条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)および12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。第18条を除き、以下同じ。)の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたものとする。

(第2種初任給調整手当の基準額)

第5条の3 条例第6条第2項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院事業庁長が定める額(以下「基準額」という。)は、職員の在勤する地域に応じた別表第9の2に掲げる額とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第5条の4 条例第6条第2項の病院事業庁長が定める日は、新たに採用された職員の採用の日における条例第3条第1項の給料表の給料額(第5条の2第1項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める額)およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を第5条の2第2項に定める時間で除して得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下「特定額」という。)が基準額以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第5条の5 第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に服務規程第3条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから7時間45分に1年間の祝日法による休日および12月29日から翌年1月3日までの日の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたものを乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(育児短時間勤務職員等にあっては当該額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、

定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあっては当該額に同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第5条の6 条例第6条第3項の病院事業庁長が定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第2項の規定を適用するとしたならば特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第6条の2第2項第1号中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)」を「祝日法による休日」に改め、「(祝日法による休日を除く。第15条および付則第24項第2号において同じ。)」を削る。

第15条中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

付則第13項(見出しを含む。)中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

付則第14項の前の見出しならびに同項および付則第15項中「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

付則第17項の前の見出しおよび同項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

付則第21項中「令和8年1月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

付則第28項、付則第29項(見出しを含む。)および付則第30項(見出しを含む。)中「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

付則第34項中「第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項」を「第5条の7第1項第1号の項および第5条の7第1項第2号の項」に改める。

付則第47項の前の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

別表第6精神医療センターの項中「診療局長」の右に「または地域生活支援部副部長(デイケア係長以外の係長を兼ねる場合に限る。)」を加え、「社会復帰支援係」を「デイケア係」に、「地域生活支援部長」を「地域生活支援部長および地域生活支援部副部長」に、「医療安全管理室長」を「地域生活支援部副部長(デイケア係長以外の係長を兼ねる場合を除く。)、医療安全管理室長」に改め、「感染管理室長」の右に「地域連携室長」を加え、「または感染管理室」を「感染管理室または地域連携室」に改める。

別表第8中「総合病院の副院長(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)および看護部長」を「総合病院の副院長および院長補佐(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)ならびに看護部長
精神医療センターの看護部長」に改め、

同表精神医療センターの看護部長の項を削る。

別表第8の2の2医療職給料表その2医療職給料表(3)の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当額
6級	4種	78,000円

別表第8の3の2医療職給料表その2医療職給料表(3)の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当額
6級	4種	59,900円

別表第9の次に次の1表を加える。

別表第9の2(第5条の3関係)

職員の在勤する地域	基準額
東京都	円 1,226
滋賀県	1,080

別表第10中「感染管理室長および」を「室長および」に改め、「および医療安全管理室長」を削る。

付 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程（次項において「新規規程」という。）第5条の2の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程第5条の5（新規規程第5条の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を適用する。

滋賀県病院事業庁規程第6号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第12条第1項中「別表第2の17の項および18の項」を「別表第2の19の項および21の項」に改め、同条第4項中「以下この条、次条第2項ならびに第22条第1項第5号ならびに第9号キおよびソならびに別表第2の16の項ならびに別表第3の3の項および4の項において」を「第22条第9号タおよびツ、第23条第1項第2号および第4号、第23条の3第1項、第27条第1項ならびに別表第2の19の項および21の項を除き、以下」に改める。

第16条の2第1項を次のように改める。

職員（職員章（別記様式第5号）の交付を受けない職員を除く。）は、常に職員章を着用しなければならない。

第22条第1項第9号ス中「別表第3の5の項」を「別表第3の3の項」に改め、同号セ中「別表第3の4の項」を「別表第2の12の項」に改め、同号タ中「別表第2の17の項および18の項」を「別表第2の19の項および21の項」に改める。

第26条の4第1項中「5の項、12の項および15の項から18の項」を「4の項、6の項、14の項および17の項から21の項」に改め、同条第2項中「同表の3の項および6の項から8の項」を「同表の4の項および5の項」に改める。

別表第2中19の項を22の項とし、18の項を21の項とし、17の項を19の項とし、同項の次に次のように加える。

20 要介護者の介護その他病院事業庁長が定める世話をを行うため勤務を要しないことが相当であると認められる場合	同上
--	----

別表第2中16の項を18の項とし、11の項から15の項までを2項ずつ繰り下げ、10の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
---	----

別表第2の9の項を同表の10の項とし、同表の8の項中「6の項および7の項」を「7の項および8の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 1歳に満たない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分を超えない範囲で必要と認める時間
------------------	-----------------------------

別表第3中3の項および4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第7号

滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第15号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

被貸与者		貸与品	数量
医師および歯科医師	総合病院に所属する者	診療衣 ズボン	6 3
	精神医療センターに所属する者	診療衣	8
		ズボン トレーニングウェア	6 2
看護師、歯科衛生士、介護職員および看護助手	総合病院に所属する者(手術室に勤務する者を除く。)(1週間当たり4日以上勤務する者に限る。)	看護衣(上着)	5
		ズボン	5
		靴	1
	総合病院に所属する者(手術室に勤務する者を除く。)(1週間当たり4日以上勤務する者を除く。)	看護衣(上着)	3
		ズボン 靴	3 1
総合病院に所属する者(手術室に勤務する者に限る。)	看護衣(上着) ズボン 靴	2 2 1	
精神医療センターに所属する者	看護衣(上着) ズボン 靴 トレーニングウェア	6 6 1 2	
医学物理士、保健師、放射線技師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師、心理判定員、精神保健福祉士、言語聴覚士、児童指導員、保育士および救急救命士	総合病院に所属する者(1週間当たり4日以上勤務する者に限る。)	診療衣	5
		ズボン	5
	総合病院に所属する者(1週間当たり4日以上勤務する者を除く。)	診療衣	3
		ズボン	3
		精神医療センター(診療局に限る。)に所属する者	診療衣 ズボン
精神医療センター(地域生活支援部に限る。)に所属する者	診療衣 ズボン トレーニングウェア	6 6 2	
臨床検査技師	総合病院に所属する者(1週間当たり4日	診療衣	6
		ズボン	5

	以上勤務する者に限る。)		
	総合病院に所属する者(1週間当たり4日以上勤務する者を除く。)	診療衣 ズボン	4 3
	精神医療センターに所属する者	診療衣 ズボン	8 6
臨床工学技士	総合病院に所属する者(手術室に勤務する者を除く。)(1週間当たり4日以上勤務する者に限る。)	診療衣 ズボン	5 5
	総合病院に所属する者(手術室に勤務する者を除く。)(1週間当たり4日以上勤務する者を除く。)	診療衣 ズボン	3 3
	総合病院に所属する者(手術室に勤務する者に限る。)	診療衣 ズボン	4 2
事務職員	総合病院に所属する者(施設の管理等を行う者で被服の汚損の著しいものに限る。)	作業衣(冬用上・下) 作業衣(夏用上)	1 1
医療ソーシャルワーカー	総合病院(小児保健指導室を除く。)に所属する者	診療衣	3
	総合病院(小児保健指導室に限る。)に所属する者	靴	1
医師事務補助	総合病院に所属する者	診療衣 ズボン	3 3
清掃作業員		作業衣	1
調理員		白衣	1

付 則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に貸与されている被服については、改正後の滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

滋賀県病院事業庁規程第8号

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第17条第5項中「振替伝票」を「収入伝票」に改める。

第22条第3項および第4項中「支払伝票」を「支出伝票」に改める。

第50条の2中「原価法」を「低価法」に改める。

第148条に次の1項を加える。

- この規程に定める様式によることができないときは、あらかじめ病院事業庁長の承認を得て、別に様式を定めることができる。

別表第1収益勘定の表病院事業収益の款医業収益の項中

「室料差額収益 上級室使用等に係る室料差額収益」を

「医療型短期入所事業収益 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第

123号)第5条第8項に規定する短期入所に伴う収入に、「消毒量、洗濯量」を「消毒料、洗濯料」に

室料差額収益 上級室使用等に係る室料差額収益」

改め、同款医業外収益の項中「医業活動」を「医業活動以外」に改め、「営業費補助の目的で」を削る。

別表第2第1項の表中「1,400円」を「1,700円」に、

30円
43円

を

35円
50円

に、

「64円」を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300円」を

「350円」に、「430円」を「500円」に、「860円」を「1,000円」に、

4円
14円

を

5円
17円

に、「1,100円」を「1,300円」に、「710円」を「840円」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号

年度

No.

命令 機関	決裁権者		担当者	出納 機関	企業出納員		担当者

収入伝票		
金額合計	収納日	起票日
円		内訳件数 件
借方科目(節・細節)/摘要	取引先	部署/貸方科目/予算科目(節)
円		部署
		目
		節
		細
		予算科目
円		部署
		目
		節
		細
		予算科目
円		部署
		目
		節
		細
		予算科目
円		部署
		目
		節
		細
		予算科目
円		部署
		目
		節
		細
		予算科目

様式第3号

(その1)

年度

No.

命令 機関	決裁権者		担当者	出納 機関	企業出納員		担当者

振替伝票				(振替)		
起票日	金額合計					
振替日			円	内訳件数	件 予算執行	
決算区分				資金振替区分		
部署/借方科目/予算科目(節)		取引先/金額		部署/貸方科目/予算科目(節)		
部署			円	部署		
目 節 細				目 節 細		
予算科目				予算科目		
発生科目				発生科目		
取引先				取引先		
摘要						
部署				円	部署	
目 節 細			目 節 細			
予算科目			予算科目			
発生科目			発生科目			
取引先			取引先			
摘要						
部署			円	部署		
目 節 細				目 節 細		
予算科目				予算科目		
発生科目				発生科目		
取引先				取引先		
摘要						
部署			円	部署		
目 節 細				目 節 細		
予算科目				予算科目		
発生科目				発生科目		
取引先				取引先		
摘要						

(その2)

年度

No.

命令 機関	決裁権者		担当者	出納 機関	企業出納員		担当者

振替伝票				(支出)	
起票日	金額合計				
振替日		円	内訳件数	件	予算執行
決算区分			資金振替区分		
部署/借方科目/予算科目(節)	取引先/金額		部署/貸方科目/予算科目(節)		
部署			部署		
目 節 細			目 節 細		
予算科目			円		
発生科目			予算科目		
取引先			発生科目		
摘要					
部署			部署		
目 節 細			目 節 細		
予算科目			円		
発生科目			予算科目		
取引先			発生科目		
摘要					
部署			部署		
目 節 細			目 節 細		
予算科目			円		
発生科目			予算科目		
取引先			発生科目		
摘要					
部署			部署		
目 節 細			目 節 細		
予算科目			円		
発生科目			予算科目		
取引先			発生科目		
摘要					

(その 3)

年度

No.

命令 機 関	決裁権者		担当者	出 納 機 関	企業出納員		担当者

振替伝票		(収入)		
起票日	金額合計			
振替日	円	内訳件数	件 予算執行	
決算区分		資金振替区分		
部署/借方科目/予算科目(節)	取引先/金額	部署/貸方科目/予算科目(節)		
部署	円	部署		
目 節 細		目 節 細		
予算科目		予算科目		
発生科目		発生科目		
取引先		取引先		
摘要				
部署		円	部署	
目 節 細	目 節 細			
予算科目	予算科目			
発生科目	発生科目			
取引先	取引先			
摘要				
部署	円		部署	
目 節 細		目 節 細		
予算科目		予算科目		
発生科目		発生科目		
取引先		取引先		
摘要				
部署		円	部署	
目 節 細	目 節 細			
予算科目	予算科目			
発生科目	発生科目			
取引先	取引先			
摘要				

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号
(表)

固定資産台帳

所属

固定資産番号

頁：

事業区分	現状区分		取得価額		財源額		年間償却額	減損累計額	取得区分				
資産名称			財源名称	財源額					取得年月日				
勘定科目									償却方法				
資産種別									耐用年数/償却率				
									年間償却額				
									残存価額				
構造規格									償却限度額				
部門			減損累計額										
設置場所1			設置場所1 配置換：										
設置場所2			設置場所2 配置換：										
所在地			沿 革 ※区分 1=改良 2=一部除却 3=耐用年数変更 4=処分 5=その他 8=売却										
納入業者			年月日	数量	金額		区分	備考					
数量	面積												
備考													
年月日	備考	帳簿原価						減価償却累計額			帳簿価額	処分	
		借方		貸方		残高		借方	貸方	残高		金額	損(-)益
		数量	金額	数量	金額	数量	金額						

(裏)

所属

固定資産台帳

固定資産番号

頁 :

資産補足事項

--

沿革補足事項

--

付 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の満了の日までは、なお従前の例による。

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第2号

平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号(滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

表自費診療の部を次のように改める。

自費診療	診療報酬算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)その他の法令等による定めのある費用	左記の法令等により算定した額(以下「健康保険医療費等」という。)に準じて得た額
	上記以外の費用	実費相当額

表予防接種の部ジフテリア・百日せき・破傷風混合の項中「6,100円」を「9,800円」に改め、同部ジフテリア・破傷風混合の項中「5,900円」を「7,200円」に改め、同部破傷風の項中「3,500円」を「4,800円」に改め、同部狂犬病の項中「15,600円」を「19,200円」に改め、同部肺炎球菌の項中「肺炎球菌」の右に「(15価)」を加え、「7,500円」を「11,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

肺炎球菌(20価)	1回につき	11,600円
肺炎球菌(21価)	1回につき	14,400円
肺炎球菌(23価)	1回につき	8,800円

表予防接種の部流行性耳下腺炎の項中「5,300円」を「6,300円」に改め、同部A型肝炎の項中「7,000円」を「16,700円」に改め、同部中

ヒトパピローマウイルス感染症(2価、4価)	1回につき	16,700円	を
ヒトパピローマウイルス感染症(9価)	1回につき	29,300円	

ヒトパピローマウイルス感染症(9価)	1回につき	29,300円	に、
--------------------	-------	---------	----

ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎混合	1回につき	11,700円	を
髄膜炎菌ワクチン	1回につき	24,500円	

髄膜炎菌ワクチン	1回につき	27,500円	に改め、
----------	-------	---------	------

同部ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・H i b感染症混合の項の次に次のように加える。

带状疱疹(生ワクチン)	1回につき	8,400円
带状疱疹(組換えワクチン)	1回につき	21,600円
腸チフスワクチン	1回につき	12,000円
ダニ脳炎ワクチン	1回につき	17,000円

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

